

令和7年度

あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）

報 告 書

令和7年10月

あきる野市教育委員会

目 次

I	はじめに	5
II	点検及び評価の基本方針	5
	1 目的	
	2 定義	
	3 点検及び評価の対象	
	4 点検及び評価の実施方法	
III	教育目標、基本方針及び基本施策	6
	1 あきる野市教育委員会 教育目標	
	2 あきる野市教育委員会 基本方針	
	3 施策体系図	
IV	令和6年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	
取組目標1	夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成	
基本施策	1 確かな学力の育成（重点施策）	11
	2 豊かな心の育成	12
	3 健やかな体の育成	14
	4 社会的自立に資する能力の育成	16
	取組目標1 施策の目標	17
取組目標2	多様な教育的ニーズに対応した教育の提供	
基本施策	1 特別支援教育の推進（重点施策）	18
	2 いじめの防止と多様な相談体制の充実（重点施策）	20
	3 いきいきとした教育活動のための学校運営	22
	4 教員の資質・能力の向上	23
	5 学校教育を推進する環境整備	24
	取組目標2 施策の目標	26
取組目標3	生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備	
基本施策	1 生涯学習活動の推進（重点施策）	27
	2 誰もが楽しむスポーツの推進（重点施策）	30
	3 社会教育の拠点施設の適正な管理	32
	4 教育・学びに関する情報の整理と発信	33
	取組目標3 施策の目標	34
取組目標4	家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動	
基本施策	1 青少年の健全育成の推進	35
	2 児童・生徒の安全確保	36
	3 家庭教育の推進	37
	4 地域との連携による学校運営の支援（重点施策）	38
	取組目標4 施策の目標	39
V	点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見	43
<資料>	あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項	47
VI	教育委員会の活動状況について	51

令和7年度 点検評価資料の表記等について

1 重点施策について(P7:施策体系図)

あきる野市教育基本計画(第3次計画)では、4つの取組目標を達成するため、17の基本施策があります。そのうち、6つの基本施策を重点施策として位置付けており、「◆」で示してあります。

2 事務の執行状況の点検及び評価について(P11～P39)

【あきる野市教育基本計画(第3次)体系図】

○取組目標 (4項目) ○基本施策 (17項目) ○事務事業 (53項目)

【事務事業の点検と評価の流れ】

以下のとおり、大きく3段階に分けて点検評価を行っています。

- (1) 事務事業を担当する各係に、対象年度に実施した事務事業の点検・評価を行います。

↓ (※各係のコメントは、「●」で示しています。)

- (2) 各係が行った事務事業の点検評価内容を所管の課長級が確認するとともに、各基本施策で示す5年間の目標(中期ビジョン)と事務事業を積み重ねた基本施策の進捗状況とを照らし合わせ、評価、課題及び方向性について具体的に記しています。

↓

- (3) 全体を通して部長級職員が確認します。

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という)の規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられた。

また、平成27年4月1日の法改正に伴い、教育委員会制度は大きく改革された。この改正により、新たに定められた規定に基づき、平成27年8月に、あきる野市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「あきる野市教育大綱」(以下「大綱」という)が、あきる野市教育基本計画(以下「計画」という)の上位方針として策定された。

この報告書は、大綱及び計画に基づき、令和6年度に実施した事務の管理及び執行の状況について、あきる野市教育委員会が行った点検及び評価の結果をまとめたものである。

II 点検及び評価の基本方針

1 目的

- (1) 施策及び事務事業の取組状況について、点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的で市民に信頼される教育行政を推進する。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表し、市民に対する説明責任を果たす。

2 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事務事業の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

3 点検及び評価の対象

令和4年に策定した「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」における、17項目の基本施策及び53の事業を点検及び評価の対象とした。

4 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は「あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項」に基づき次のとおり実施した。

(1) 評価の実施方法

「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」で示す17項目の基本施策及び53の事業に対し、教育委員会事務局の各課において事業ごとに、その取組と課題をまとめ、点検及び評価を実施することとした。

(2) 点検評価有識者

評価を行うに当たって、その客観性を確保するため、行政経験、教育に関し学識を有する次の2人の方からご意見をいただいた。

森田 一彦 氏	増戸中学校学校運営協議会委員、元公立中学校長
手塚 英子 氏	元スポーツ推進委員

Ⅲ 教育目標、基本方針及び基本施策

1 あきる野市教育委員会 教育目標

「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成25年12月決定

2 あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

基本方針2 豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

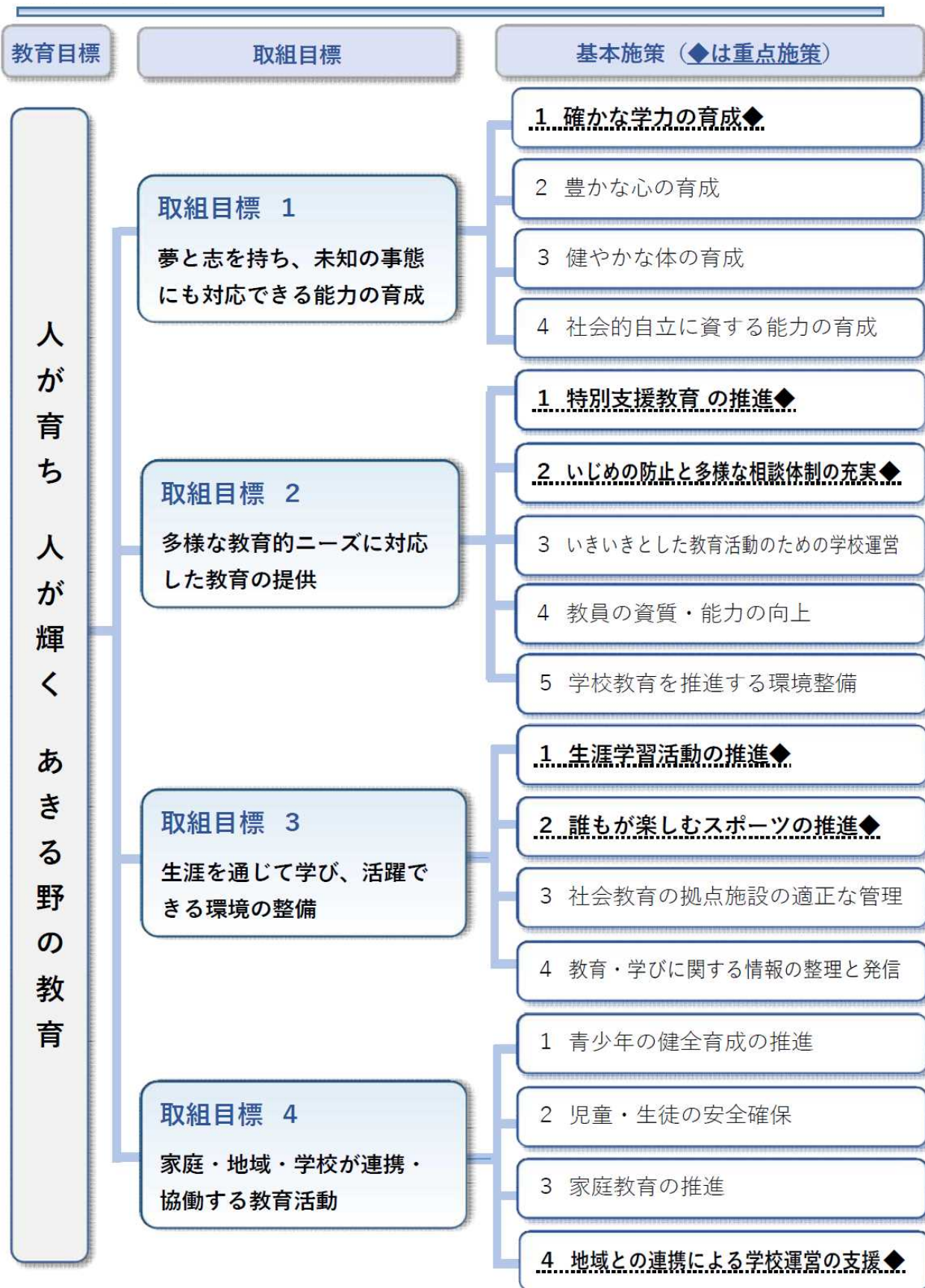
基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

3 施策体系図



IV 令和6年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行状況の点検及び評価について

取組目標別の施策による点検評価

取組目標Ⅰ 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成

基本施策Ⅰ 確かな学力の育成

確かな学力の定着 【指導室】
主な取組状況 ●あきる野市の教員補助員(※)の配置事業及び学力ジャンプアップ事業(※)を通じて、個に応じた指導を充実させ、基礎学力の定着を図った。 ●研修会や学校への指導室訪問で指導主事が指導を行い、授業改善を図った。 ●学力向上推進委員会とICT教育推進委員会を統合し、ICT(※)を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るための授業改善に取り組んだ。 ※教員補助員：児童・生徒の状況に即した指導を充実させ、学力向上を図るために配置する外部人材。 ※学力ジャンプアップ事業：市内小・中学校において、児童・生徒の学力向上を目的に外部人材を活用したきめ細かい指導実践による成果の検証を行い、その成果を今後の市の教育施策の基礎とする。 ※ICT:情報通信技術(Information and Communication Technology)
課 題 ・個別最適な学びについては、実践事例が少なく、教員がどのように授業に取り入れていいか戸惑ったり、旧態依然の一斉指導型の授業と比較してメリットが見出せない教員がいたりするため、十分に浸透していない。

ICT教育の推進 【指導室】
主な取組状況 ●一人一人の子どもを主語にする学校教育を推進するため、子どもが自ら学習を調整しながら学んでいけるよう、ICTを活用した「個別最適な学び」の推進を図った。 ●個に応じた指導の充実を図るため、各校の実態に応じて教員補助員を配置し、有効に活用した。
課 題 ・デジタル教科書及びデジタル教材を活用した授業改善の更なる推進が必要である。

小中一貫教育の推進 【指導室】
主な取組状況 ●中学校区ごとに定めた小中一貫教育(※)基本方針に基づき、学力向上に向けた9年間の指導と重点目標を踏まえた授業参観及び授業交流などを推進した。 ※小中一貫教育：中学校区内の小・中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小・中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育。
課 題 ・円滑な小・中学校の接続を推進するために、児童・生徒理解・支援シート等を活用し、関係児童・生徒の保護者の協力を得て、必要に応じた児童・生徒の情報連携を充実させる。

基本施策2 豊かな心の育成

人権教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●各学校が作成した人権教育(※)の全体計画及び年間指導計画を基に、各教科等を通して、教員が意図的・計画的に人権に関する知的理解や人権感覚を育くむ教育活動に取り組んだ。 ●人権教育推進委員会は、東京都教育委員会による研修や、域内のブロックが参集して行う地区の推進委員会に出席し、情報交換や課題に対する協議を行った。各学校では、委員による還元研修を行った。 ●前田小学校は、令和6・7年度東京都教育委員会 人権尊重教育推進校の指定を受け、人権教育の一層の充実に取り組んだ。 ※人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育。
課 題
・教職員が人権尊重の理念を確実に理解し、学校全体で共通理解を図りながら指導できるようにする必要がある。

道徳教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●豊かな心を育み規範意識を高めるため、小・中学校において道徳科を要とした教育活動全体を通じた道徳教育の推進を教育課程に位置付け、実践した。 ●小・中学校において、道徳授業地区公開講座(※)を実施し、学校、保護者、地域住民等が一体となった道徳教育を実現できるよう努めた。 ※道徳授業地区公開講座：学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの。
課題
・各学校で家庭や地域住民等との意見交換会の場を工夫して設定しているが、より多くの参加が可能となるよう、時間の設定や内容等、改めて吟味し、実施することを検討する。

伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●横沢入における稲作、地域に受け継がれているお囃子・獅子舞等を体験的に学ぶことを通して、児童・生徒が郷土の伝統・文化等について理解を深める教育活動を推進した。 ●小・中学校に外国人講師(AET(※))を配置し、目的や場面、状況等に応じたコミュニケーション能力等を育成するとともに、他国の文化に触れるなどして国際理解教育を推進した。 ※AET：日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと(Assistant English Teacher)。
課 題
・地域の特色や人材を生かした持続可能な伝統・文化理解教育を推進する仕組みを構築するとともに、より実践的な英語力の育成を図るため、体験的な学習の充実についてを検討する。

読書活動の推進 【指導室・図書館】
主な取組状況
【指導室】 ●各校に図書館補助員を配置することで、学校図書館の環境整備を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図った。 ●学校図書館関係者連絡会を通して、効果的な利用方法や読書活動の推進方法について協議を行った。 【図書館】 ●季節や読書週間に合わせた読書リストを3回作成し、市立保育園・小学校に配布し、リストにある図書の展示コーナーを図書館内に設けて紹介するとともに、貸出しを実施した。 ●調べ学習などの総合学習支援や、市内の学校(学級)に対して学級文庫としてまとめて本を貸し出すなど、学校への団体貸出しを行った。(総合学習支援:27件842冊・学級文庫:2学級255冊) ●学校図書館活用推進委員会及び学校図書館連絡会を2回開催し、市立小・中学校、図書館間で情報共有を図った。 ●小学校1年生を対象にした図書館利用ガイダンスを実施(10校607人)した。
課 題
【指導室】 ・各校の学校図書館の利用状況や抱える課題などの情報を共有するとともに、東京都の研修プログラム等を活用した読書活動の推進及び教職員の理解啓発を図る必要がある。 【図書館】 令和4年度に策定した第4次あきる野市子ども読書活動推進計画に沿って、図書館で新たに取り組む事業を含め、より学校図書館との連携を強める必要がある。

環境教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校の社会科の学習において、土地や気候などの自然条件を生かした産業等について課題を見出し、主体的に解決しようとする態度等の育成を図った。 ●総合的な学習の時間において、身近な環境等について自ら課題を見つけ、具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、考えや意見をまとめ、表現するなど、問題解決的な学習過程を通して、必要な資質・能力の育成を図った。 ●市内全小学校が小宮ふるさと自然体験学校の活用を教育課程に位置付け、実施した。
課 題
・カリキュラム・マネジメントの視点で、他教科と関連させた授業や活動を実施するために、意図的な計画を立てる必要がある。

基本施策3 健やかな体の育成

体力向上の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校の児童・生徒の基礎体力の向上に向け、各校で実践した取組内容を集約した。本取組を通して作成した資料を、各校で健康・安全で活力ある生活を送るための参考として活用することで、基礎体力向上の一層の推進を図った。 ●東秋留小学校は、令和6・7年度東京都教育委員会 体育健康教育推進校の指定を受け、健康で活力に満ちた生活を考えながら体力向上を目指した。 ●がんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、命の大切さや自己の生き方などを考えるため、小・中学校でがん教育を行った。
課 題
・各校において体力テストの結果を分析し、課題を明らかにするとともに、解決に向けた取組を次年度の教育課程に位置付け、体力向上を推進する。

学校保健の充実 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
【指導室】 ●教育総務課との連携の下、保健主任会を年1回開催し、児童・生徒の健康診断の実施、不登校対策、児童虐待等について協議及び研究を行った。 ●小・中学校の教育課程にがん教育を位置付けさせ、自他の健康と命の大切さについて考える学習を行った。 【教育総務課】 ●学校保健安全法に基づき、児童・生徒の健康診断等を計画どおり実施した。 ●食物アレルギー対応マニュアルについて、現状に合わせた改訂を実施し、学校が児童・生徒の保健管理を推進できるように努めた。 ●昨今の猛暑を受け、暗幕や扇風機の設置等を行うなどして、学校環境衛生基準に示される環境基準の維持に努めた。また、学校薬剤師と連携し、学校教室の温度管理を適宜実施した。 ●教育総務課から各学校の養護教諭への連絡の場として、保健連絡会を年3回実施し、学校保健に係る情報共有等を実施した。
課 題
【指導室】 ・外部講師を活用したがん教育の確実な実施とともに、健康管理や健康保持について考える機会を計画的に設定する必要がある。 【教育総務課】 ・今後も猛暑の継続が見込まれるため、学校環境衛生基準に示される環境基準の維持については、施設整備や備品購入など、関係各課と連携して対応する必要がある。

食育の推進 【学校給食課】
主な取組状況
●学校栄養職員(栄養士)が、全小・中学校において食育リーダー(※)を中心とした食育推進の取組が定着するように支援し、児童・生徒が心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けられるように努めた。 ●学校給食に、郷土料理、行事食や世界の料理を献立に取り入れ食育を推進した。 ●学校給食の食材に地場産農産物を取り入れた。 ●学校栄養職員(栄養士)による食に関する授業を9校で23回実施した。 ●給食時間に児童・生徒が校内放送により食に関する情報を読み上げる資料である「ランチタイムズ」を各学校へ提供した。 ●学校給食の試食会を3校で3回実施した。 ●地場産農産物を使用した料理教室を1回実施した。 ※食育リーダー: 食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。本市では、小・中学校の教員がその役割を担っている。
課 題
・令和7年度は、食に関する指導の中核的な役割を担う栄養教諭の配置がないことから、学校栄養職員(栄養士)がその役割を担うため、学校栄養職員(栄養士)が提供できる食育の授業のメニュー数を増やす必要がある。また、学校給食での食の体験による学びがより深いものになるように「ランチタイムズ」の内容を更に充実させる必要がある。 ・地場産農産物の使用を推進するには、地場産農産物の安定的な供給の確保が重要である。このため、年間に使用する農産物の種類、時期や量の目安をJAや生産者と共有する必要がある。

学校給食の充実 【学校給食課】
主な取組状況
●栄養バランスを踏まえたおいしい給食の提供に努めた。また、残食傾向にある献立は、献立連絡会などの意見を参考に調理方法などを改善した。 ●食物アレルギー対象の家庭には、事前に献立表、配合表、アレルギー調理指示書、配食図などのアレルギーに関する資料を配布し、食物アレルギーによる事故防止に努めた。 ●献立連絡会(年11回開催)において提供した献立に対する学校現場での感想や意見などを収集し、献立立案の参考にした。 ●卒業生(小学校6学年及び中学校3学年)を対象に、卒業までに食べたい給食についてのアンケート調査を実施し、希望が多い献立を「もう一度食べたい給食・好きな給食」として提供した。
課 題
・衛生管理については、他市の取組や専門業者の意見などを参考に、質の維持向上を図る必要がある。 ・給食食材の高騰に伴う学校給食の質の低下を防ぐため、給食費の適正額を検証する必要がある。

基本施策4 社会的自立に資する能力の育成

コミュニケーション能力の育成 【指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
【指導室】 ●小・中学校に外国人講師(AET)を配置し、外国の文化や言語などの異国文化への理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度の育成を図った。 【生涯学習推進課】 ●マールボロウ市との教育交流事業について、受入事業は、ミドルスクール生徒7人及び引率教員2人の友好訪問団を受け入れ、派遣事業は、中学校生徒8人、派遣団長(中学校長)等を派遣した。また、教育交流の内容は、相互にホームステイ、学校体験等を行った。
課題
【指導室】 ・AETに加えて、全校に導入しているデジタル教科書等も効果的に活用しながら、体験的に英語が学べる授業づくりを推進する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・教育交流事業については、受入事業時の受入家庭(ホストファミリー)を探すことが課題となっている。また、受入・派遣ともに学校行事や市の行事との兼ね合いにより、マールボロウ市との日程調整が難航することが課題となっている。

キャリア教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校にキャリア教育(※)の全体計画及び年間指導計画を作成させ、意図的・計画的にキャリア教育を推進するよう指導・助言を行った。 ●職場体験については、中学校第2学年を対象に、あきる野市内を中心とした事業所で3日間の職場体験学習を実施した。生徒は体験を通して、社会人としての基本的な挨拶、社会のルール、公共の場でのマナー等について実践的に学ぶことができた。 ●若手教員(3年次)を対象とした研修において、キャリア教育についての理解を深める研修を行った。 ※キャリア教育:キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。
課題
・特別活動をキャリア教育の要として、教育課程を通して各校のキャリア教育の充実を図る必要がある。

取組目標Ⅰ 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和5年度	令和6年度 (対象年度)	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科 平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62% 中学校 60% (令和3年度)	小学校 61.0% 中学校 52.3%	小学校 58% 中学校 53%	65%
人権啓発に関する事業の実施回数及び 参加者数	実施回数:3回 参加者数:54人	実施回数:3回 参加者数:48人	実施回数:3回 参加者数:48人	実施回数:4回 参加者数:維持
体力・運動能力調査の結果 意識調査「運動が好き」肯定的な回答 (対象:小学校5年生・中学校2年生)	小学校 (男)74.4% (女)57.3% 中学校 (男)56.6% (女)43.6% (令和元年度)	小学校 (男)73.5% (女)60.6% 中学校 (男)66.4% (女)48.7%	小学校 (男)75.8% (女)56.4% 中学校 (男)70.7% (女)51.8%	小学校 (男)80.0% (女)60.0% 中学校 (男)60.0% (女)50.0%
年間の野菜類使用量に対する地場産物 (野菜類)使用量の割合	8.3%	6.3%	10.3%	10.0%
食に関する授業及び給食時間における 指導の回数(小・中学校:全16校)	授業回数:122回 指導回数:70回	授業回数:175回 指導回数:90回	授業回数:23回 指導回数:85回	授業回数:150回 指導回数:維持
年間の残食量(ごはん、おかず等)の割合	13.1% (令和元年度)	13.3%	12.5%	12.0%

※目標値は、目標年度を示している。

※維持とは、令和2年度(計画策定時)の数値を目標値とする。

取組目標2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供

基本施策1 特別支援教育の推進

特別支援教育の充実 【指導室】

主な取組状況

●特別支援教育(※)推進計画(第4次計画)の実施状況を点検・評価をするため、特別支援教育検討委員会を年2回実施し、関係機関相互に情報共有を図った。

●小・中学校において、特別な支援や配慮を要する児童・生徒について、就学支援シート(※)、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画(※)等の関連資料の情報を保護者と共有し、小学校から中学校、さらに、その先の就労までの支援についての情報の引継ぎを行った。

●都立あきる野学園と連携した特別支援教育研修会を年1回実施し、教育関係者及び市民の特別支援教育の理解と促進を図った。

※特別支援教育:障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

※就学支援シート:児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。

※個別指導計画:児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

課 題

・就学前施設と小学校との児童に関する情報の引継ぎについては、就学支援シート等の資料を作成するだけでなく、確実に小学校で活用するよう周知徹底を図る必要がある。

校内委員会の充実 【指導室】

主な取組状況

●校内委員会にスクールカウンセラー(※)や巡回指導教員を加えて実施するとともに、一人一人のニーズに合った指導ができるよう指導・助言を行った。

●長期欠席児童・生徒や教員補助員等の配置を必要とする特別な支援を要する児童・生徒について、校内委員会で議題として取り上げ、個別指導計画の活用促進を行った。

※スクールカウンセラー:学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家。

課 題

・学校生活支援シートや連携型個別指導計画等を活用し、関係教職員間で児童・生徒の情報及び支援の内容を共有することで、確実な支援につなげていく必要がある。

特別支援学級・特別支援教室の充実 【指導室】
主な取組状況
●特別支援教育コーディネーター(※)連絡会を年3回実施し、特別支援教育推進計画(第4次計画)に基づいた特別支援学級(※)及び特別支援教室(※)における指導の充実を図った。 ※特別支援教育コーディネーター:特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。 ※特別支援学級:教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。本市は、小・中学校に知的障害学級と情緒障害学級が存在する。 ※特別支援教室:情緒障害等の児童・生徒に対し、平成28年度までは通級による指導で対応していたが、平成29年度から教員が巡回し、在籍校で指導を行うようにしたシステム。
課 題
・特別支援学級及び特別支援教室において、障害種や児童・生徒の特性に応じた適切な指導が確実に行われるよう、定期的な授業観察や指導・助言を行う必要がある。

就学・転学相談の充実 【指導室】
主な取組状況
●障がいのある児童・生徒等の就学の在り方について、早期からの教育支援を充実するために、就学相談説明会を年間2回実施した。 ●障がいのある児童・生徒等の適切な就学先を検討する就学相談委員会(※)について、延べ30人の専門知識を有する委員を招へいし、年間9回実施した。 ※就学相談委員会:障がいがあると思われる児童・生徒に対し、特別支援学校又は特別支援学級、特別支援教室等への適正と考えられる就学先を検討・協議するために設置する、医師等30人以内で組織される委員会。
課 題
・就学相談委員会の実施時期の変更について、各校の教職員及び保護者に周知を図り、計画的な就学相談を行うことができるようにする。

基本施策2 いじめの防止と多様な相談体制の充実

いじめ防止対策の推進 【指導室】
主な取組状況
●「あきる野市いじめ(※)防止基本方針(改訂版)」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組を確実に実施した。 ●小・中学校において、いじめ防止に関する授業を年間3回以上実施した。 ●年2回のふれあい(いじめ防止強化)月間において、児童・生徒の自尊感情・自己肯定感及び命を大切にする心を向上させる取組を行った。 ●いじめの未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握し、家庭との連携を図った。 ●令和6年度にいじめに関する重大事態が発生したことから、あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会を組織し、報告書を作成した。 ※いじめ:当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
課 題
・市内の全教職員が「学校いじめ防止基本方針」を理解し、保護者等に説明する機会を設けるとともに、いじめ重大事態の対応について、校内研修で扱うなどして定義を確実に理解し、適切な初期対応ができるよう備えておく必要がある。

教育相談体制の充実 【指導室】
主な取組状況
●令和4年度から新規作成した「児童・生徒理解・支援シート」(出席状況、関係医療機関、保護者との連携状況等を記載した個票)を活用し、学校、スクールソーシャルワーカー(※)、教育支援室(※)及び教育相談所(※)と連携し、校内における不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応の充実を図った。 ※スクールソーシャルワーカー:児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の専門家。 ※教育支援室:様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、社会的自立及び在籍校への復帰に向けた支援を行うために設置された機関。本市では「せせらぎ教室」と称している。 ※教育相談所:専任の相談員や臨床心理士等の心理の専門家が、子どもの発達や成長、集団不適応、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けて相談に応じる、市役所別館と五日市出張所内の2か所にある機関。
課 題
・児童・生徒理解・支援シートの作成及び活用が図られるよう各校に周知徹底を図る必要がある。

不登校児童・生徒への対応の充実 【指導室】
主な取組状況
●不登校児童・生徒への支援の充実を図るべく、東京都教育委員会と連携し、条件に該当する中学校に、令和5年度から「校内別室指導支援員」を配置し、不登校及び不登校傾向の生徒に対して、教室以外の居場所で、一人一人の状況等に応じて、教室以外の居場所の提供等の支援を行う準備を行った。 ●令和6年度に不登校対応のためのチャレンジクラス「るのR」(※)を秋多中学校に開設した。 ●公的機関とのつながりの薄い児童・生徒への居場所として開設した「カラフルルーム」(※)の充実を図るために、環境整備及び校長会等での周知を図った。また、令和6年度に市内全小・中学校において、教室に入りづらい児童・生徒が安心して過ごすことができる居場所として、「校内カラフルルーム」を設置した。 ●家庭と子どもの支援員及び校内別室指導支援員等を配置し、不登校児童・生徒への支援の充実を図った。 ※チャレンジクラス:学び直しや生活リズムの改善など、一人一人の生徒に配慮して作成した個別の指導計画を踏まえて、きめ細かな指導を行うとともに、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができる場所。 ※カラフルルーム:不登校又は不登校傾向にある児童・生徒が相談や学習、カードゲームなどをして過ごすことができる場所。
課 題
・不登校が長期化している児童・生徒に対し、関係機関と連携した支援を行う必要がある。

情報モラル教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校に情報教育についての全体計画及び年間指導計画を作成させ、SNS東京ルール及びSNS学校ルールを活用した指導を意図的・計画的に実施するとともに、家庭と連携してSNS家庭ルールの作成を推進するなどして、児童・生徒の情報モラル(※)の育成を図った。 ※情報モラル:情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。
課 題
・情報モラル教育の推進に当たっては、学校からの一方的な指導にならないよう、学校・家庭・地域が一体となって理解を深めていく必要がある。

基本施策3 いきいきとした教育活動のための学校運営

働き方改革の推進 【指導室】
主な取組状況
●連絡会等の回数を精選したり、実施方法を紙面配布、オンライン等に変更したりすることで教員の負担軽減を図った。 ●部活動指導員及び部活動外部指導補助員を配置し、部活動の充実及び教員の働き方改革を推進した。
課題
・連絡会等の内容の精査及び適当な開催回数の設定を検討する。

教職員のメンタルヘルス 【指導室】
主な取組状況
●タイムカードにより勤務時間を正確に把握し、見通しをもって勤務することにつながった。また、副校長補佐(※)を積極的に活用することで、より効率的に職務を遂行できるようになった。 ●労働の蓄積が認められる教職員や健康への配慮が必要な教職員に、医師による面接指導等を行い、メンタルヘルス不全等の健康障害の未然防止に努めた。 ※副校長補佐：副校長の業務支援を行う会計年度任用職員のこと。
課題
・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、各校において学校行事の精選や業務の効率化を図り、働き方を見直すことで、心身の健康保持への意識を醸成する必要がある。

人材の確保・活用 【指導室】
主な取組状況
●全小・中学校に教員補助員、小学校5校及び中学校3校の特別支援学級に特別支援学級介助員を配置し、学力向上や特別支援教育の充実を図った。 ●各教科等の内容を踏まえ、地域の方に直接話を聞いたり、インタビューしたりするなどして、学びを深め、広げることができた。
課題
・外部人材を活用した授業を意図的・計画的に実施するためには、持続可能な人材確保の仕組みが必要である。

基本施策4 教員の資質・能力の向上

教職員研修等の実施 【指導室】
主な取組状況
●若手教員育成研修(1～3年次)、いじめ・不登校や特別支援教育等、教育課題に関する研修を、年間を通して意図的・計画的に実施し、教員の資質・能力の向上を図った。
課 題
・受講者が課題意識を持って研修を受講できるよう、目的を明確に提示したり、受講者同士が協議したりする時間を十分に確保する必要がある。

研究奨励等の充実 【指導室】
主な取組状況
●屋城小学校では、学習指導要領で「書くこと」の指導事項に位置付けられている学習過程を重点として取り組み、研究発表を行った。
●草花小学校では、授業改善により学習意欲を高め、学力向上を図る ～個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る指導方法の開発～ をテーマに研究を重ねた。
課 題
・多様化する児童・生徒を誰一人取り残さず育成する「個別最適な学び」と、児童・生徒の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させるよう、研究推進校に対して指導・助言していく必要がある。

基本施策5 学校教育を推進する環境整備

学校施設の適正な維持管理 【教育施設担当】
主な取組状況
●学校施設・設備の保全（保守・点検）業務を行った。また、施設の老朽化に伴い、限られた財源の中で、応急・危険度を勘案し、優先順位を付け整備を実施した。また、突発的な事案についても、柔軟に対応するよう努めた。 ●令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」の継続的運用方針に基づき、実施計画に計上した施設整備を実施した。 ●空調設備更新及び照明設備LED化事業を開始した。
課 題
・大規模な改修が平成17年以降実施されていないため、施設の老朽化が拡大・進行している。また、児童・生徒の安全と良好な教育環境を確保するため、関係部署と密接に連携を図りながら、財源を確保していく必要がある。 ・令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」を着実に推進するには、部局横断的な取組が必要である。 ・学校施設非構造部材の耐震化を推進しているが、他の学校施設整備計画との整合を図り、財源を確保していく必要がある。

新学校給食センターの整備 【学校給食センター建設準備担当】
主な取組状況
●令和5年度から継続して進めていた建設工事の基本設計及び実施設計について業務を完了した。 ●「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備検討委員会」において、関係経費の負担割合に関すること、工事発注の方針、財産の共有に関することなど、共同整備事業に係る重要事項について協議・調整を進め、建設工事及び建設工事監理業務の実施に関する協定書案の取りまとめなどを行った。
課 題
・新学校給食センターの管理・運営に係る方針などの基本的事項について、地方自治法に基づく協議会を設置し、調整する必要がある。

学校ICT環境整備 【教育総務課】
主な取組状況
●クラウド型Webフィルタリングシステムを導入し、保護者及び学校が安心して児童・生徒にタブレット端末を使用させることができる学習環境を構築し、家庭学習におけるICT機器の利活用の推進及び学力向上を実現するとともに、有害サイトへのアクセスブロック等によりタブレット端末のセキュリティを確保した。 ●令和7年度学習用端末の更改に向け、東京都市区町村で共同調達を実施し、事業者を選定した。
課 題
・全国的に端末需要が増加することから、学習者用端末の更改を確実に完了させるために早期の契約手続きが必要。国からネットワークや教員用端末、大型提示装置等のICT環境整備計画が示されており、都道府県単位での共同調達等についても検討していく必要がある。

教育の機会均等の確保 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
【指導室】 ●当該の日本語が不慣れな外国人児童・生徒の在籍校に対し、日本語指導講師を派遣し、当該児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等を行った。 【教育総務課】 ●就学援助及び育英資金の制度については、市HPや市広報、教育広報、デジタルサイネージ(※)などのほか、関係部署の窓口にカードサイズのお知らせやチラシを配置し、広く周知した。 ●就学援助制度について、保護者の経済的支援を鑑み、他自治体の制度内容を調査するとともに、支給項目や審査方法の見直しを行った。 ＜支給実績＞ 小学校 支給対象児童数 468人(前年度比△0.09%) 支給額 24,672,729円(前年度比△0.23%) 中学校 支給対象生徒数 237人(前年度比△0.14%) 支給額 23,033,398円(前年度比△0.24%) ●様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、区域外就学(※)等の措置により必要な教育環境を提供した。 ※デジタルサイネージ:ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステムのこと。 ※区域外就学:住所のある区市町村以外の区市町村立小・中学校、国公立大学附属の小・中学校、私立の小・中学校へ就学すること。
課 題
【指導室】 ・当該児童・生徒の実情により、授業の通訳だけでなく、個別の日本語指導が必要になる場合の指導時間や場所、教材等を確保する必要がある。 【教育総務課】 ・就学援助制度について、利便性や市民サービスの向上を目的として、分かりやすいチラシの作成やインターネットを利用した申請方法の検討を進めていく。

取組目標 2 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和5年度	令和6年度 (対象年度)	令和8年度
個別指導計画の作成人数 (5月1日時点の児童生徒数及び割合)	526人 (6,301人、8.35%)	444人 (5,913人、7.5%)	454人 (5,750人、7.9%)	550人
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 (※全国学力・学習状況調査結果)	小学校 96.7% 中学校 95.6% (令和3年度)	小学校 97.2% 中学校 96.2%	小学校 95.7% 中学校 96.8%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合	63.2%	100.0%	100.0%	100.0%
1か月の超過勤務時間45時間以上の教員の割合	小学校 27.2% 中学校 32.3%	小学校 32.0% 中学校 40.9%	小学校 30.7% 中学校 40.3%	小学校 25.0% 中学校 30.0%
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進するための基本合意書の締結	基本設計及び実施設計に着手	設計業務の完了	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

取組目標3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備

基本施策1 生涯学習活動の推進

生涯学習の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況 ●あきる野市生涯学習推進計画「学びプラン4」における、令和5年度の各種事業について、生涯学習推進市民会議の委員に意見聴取を行った。 ●生涯学習コーディネーター(※)の会へ委託し、生涯学習コーディネーター養成講座、生涯学習人材バンク(※)活用事業及び生涯学習シンポジウムを実施した。 ●公民館において、青少年教室、市民大学などの講座を行った。また、公民館事業として、寿大学「秋川校」「五日市校」を秋川キララホールなど2会場で、開・閉講式を含め20回ずつ実施した。 ●市民企画講座については、10団体と1個人から12件の提案があり、審査を経て10事業を実施した。 ※生涯学習コーディネーター：生涯学習の振興を図るために、様々な学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担う人材。 ※生涯学習人材バンク：生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度。
課題 ・一定数の参加者を確保することができたものの、事業により差が出ているため、市民のニーズを正確に把握する必要がある。 ・在宅学習機会の提供などの環境整備については、実施に向けて今後も研究していく必要がある。

芸術文化活動の充実 【生涯学習推進課】
主な取組状況 ●アートスタジオ五日市において、9月初めから11月末までの3か月間、アーティスト・イン・レジデンス事業(※)を実施し、日本人2人及び外国人1人のアーティストを招へいし、版画の創作活動を行った。また、招へいアーティストは、五日市小学校の図工の授業及び五日市児童館でのワークショップに参加し、子ども達と交流機会を持った。 ●秋川キララホールでは、指定管理者により各種公演事業及び貸館事業を実施し、49,449人の入場者があった。 ●「第27回あきる野市民文化祭」を開催し、社会教育関係団体等が日頃の活動成果を発表することで市民の芸術・文化の交流と振興を図った。(展示の部55団体、催物の部45団体) ●「第9回あきる野フォトコンテスト」については、市内で活動する写真愛好家等で組織する実行委員会と協働で実施した。 ※アーティスト・イン・レジデンス事業：国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組。
課題 ・アーティスト・イン・レジデンス事業については、寄贈版画作品の保管場所の確保と保管方法の検討、作品が少しでも多くの市民の目に触れるような、展示の機会を増やすことが課題である。

図書館サービスの充実 【図書館】

主な取組状況

●活字による読書が困難な利用者に対し、録音図書の貸出し等を行った。未所蔵の録音資料は、サピエ図書館(※)から提供を受けたほか、音訳ボランティアの協力を得て製作し、36冊提供した。また、ボランティアによる「広報あきる野」「あきる野の教育」等の定期製作のほか、DAISY(※)化した「郷土あれこれ」を1タイトル製作した。布の絵本ボランティアによる「布の絵本」は2タイトル4冊製作した。

●郵送等の貸出しは、15件15冊、宅配の貸出しは、26件110冊の利用があった。また、音訳に興味がある方に音訳を体験する機会を提供するため、初めての音訳体験会を実施し、6人の参加があった。

※サピエ図書館:視覚障がい者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字・音声データなどで提供するネットワーク

※DAISY:視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書

課 題

・活字による読書が困難な利用者に対し、各種の情報入手方法があり、だれもがサービスを受けられる環境があることを周知する。

伝統・文化の継承と推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
●上代継神明社の本殿(上代継)及び楞嚴寺^{りょうごんじ}の仏像(五日市)の調査を実施した。 ●東京文化財ウィークの公開事業及び企画事業へ参加した。また、特別公開事業として、五日市郷土館で大悲願寺文書の展示公開を行った。 ●五日市郷土館及び二宮考古館において、常設展示や企画展、文化財講座を実施した。
課 題
・市内に存在する様々な文化財について、市民向けの周知を更に効果的なものにできるよう検討し、その存在を活用していく必要がある。
各種団体活動への支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
●社会教育関係団体の登録・更新を行ったほか、社会教育関係団体へ補助金を交付した。 ●社会教育関係団体として登録した団体で組織する連絡協議会的団体に対し、指導・助言を行うなど、団体に対する支援を行った。 ●歌舞伎保存団体、郷土芸能連合会加盟団体の祭礼等における出演予定を市ホームページに掲載した。 ●個人の学習相談に対応するため、中央公民館定期利用団体案内・サークルガイドを発行し、市内で定期的に活動する団体の紹介を行った。
課 題
・団体により組織としての成熟度に差があるため、継続的な指導・助言など、団体へのサポート体制を整備し、実行することで団体の成長を促す必要がある。

基本施策2 誰もが楽しむスポーツの推進

ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●総合スポーツ祭及びボッチャ大会を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代が気軽にスポーツを楽しめるような機会の充実を図った。 ●子どもすもう大会は232人、秋川流域小中学生駅伝大会は481人の参加となった。 ●ペタンク講習会及び体操・室内ニュースポーツ体験教室を実施した。
課 題
・ニーズに合わせたイベントの開催や工夫をしていく必要がある。

障がい者スポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●障がいの有無に関係なく、誰でも気軽に参加できる「障がい者スポーツ教室」を年26回開催し、370人（うち障がい者199人）の参加があり、パラスポーツの振興及び理解促進が図れた。 ●東京都公園協会主催のユニバーサルスポーツ祭が秋留台公園で開催され、270人の参加があった。市担当者及びスポーツ推進委員が運営協力を行い、障がいのある方もない方も一緒にスポーツを楽しむことができた。
課 題
・引き続き、障がい者スポーツの推進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめる機会の充実に取り組んでいく必要がある。

地域団体の支援と連携によるスポーツの振興 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ(※)などの活動を支援し、スポーツ活動の充実を図った。 ●指定管理施設やスポーツ協会等と連携を図り、総合スポーツ祭やスポーツの日スポーツフェスティバルなどのイベントや各種大会を開催した。 ●西多摩地域広域行政圏体育大会及びスポーツフェスタの開催について、各団体と連携し、地域の活性化とスポーツ・レクリエーションの普及振興を図った。 ●部活動の地域移行について、学校及びスポーツ協会と連携し、令和6年度は市内6中学校、11部活が地域連携を開始した。 ※総合型地域スポーツクラブ：地域住民が身近にスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
課 題
・スポーツ協会や総合型スポーツクラブ等と連携し、市民ニーズの変化に合わせた事業等を進めていく必要がある。

市の特性を生かしたスポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●スポーツ推進委員事業として、ヘルシーウォーキングを実施した。 参加者：春12人、秋10人 ●秋川流域小中学生駅伝大会(ロードレースの部含む)については、あきる野市、日の出町及び檜原村の三市町村合同大会で開催し、481人の参加となった。また、日の出町にある亜細亜大学陸上競技部の協力を得て、大会前に希望する学校において、走り方教室を開催し、多くの児童・生徒が参加するよう工夫した。
課題
・スポーツや運動の機会が減少していることから、地域の豊かな自然環境を生かした、多くの市民が参加することができるウォーキング等の参加人数を増やす取組が必要である。

基本施策3 社会教育の拠点施設の適正な管理

施設の適正な管理 【生涯学習推進課・スポーツ推進課・図書館】
主な取組状況
【生涯学習推進課】 ●あきる野ルピア指定管理者との定例会を通じて、管理運営に係る状況確認や指導を行った。 ●秋川キララホール指定管理者との定例会を通じて、管理運営に係る状況確認や指導を行った。 ●秋川体育館管理業務の主管課であるスポーツ推進課との連携の下、指定管理者と、より良い関係を築き、中央公民館の適正な施設管理を行った。 【スポーツ推進課】 ●秋川体育館では、大・小体育室及び地下武道場床改修工事を実施。五日市ファインプラザでは、シャワー室混合水栓修繕を実施。いきいきセンターでは、高圧気中負荷開閉器等改修工事を実施。あきる野市民球場では、スコアボード周辺機器修繕を実施。 ●秋川体育館、五日市ファインプラザ及び市民プールについては、指定管理者と連携し維持管理を行っている。 【図書館】 ●専門業者による保守点検や職員による日常点検等を行った。 ●中央図書館では、排煙・換気を行うトップライトのワイヤーの交換、正面玄関前の^{ひさし}庇を支えている支柱の防錆塗装を実施した。また、五日市図書館では、児童図書コーナーの本棚修繕、1階屋上防水改修工事を実施した。 ●劣化箇所の早期発見・早期対応により、幅広い年代の方が安全・安心に利用できるよう施設及び設備の維持管理に努めた。
課 題
【生涯学習推進課】 ・経年劣化等による不具合箇所が見られることから、再編等に関する実施計画を踏まえ、改修を検討していく必要がある。 【スポーツ推進課】 ・市内のスポーツ施設は老朽化が著しく不具合箇所の発生予測ができないこともあり、緊急で対応する必要がある。指定管理者と連携し、不具合箇所を早期に発見し、不具合シートを作成するとともに、個別施設計画に基づき施設の維持管理を進める必要がある。 ・施設の老朽化や設備等の経年劣化が著しいため、各施設にて、不具合箇所の修繕等を実施する必要がある。 【図書館】 ・各施設とも経年劣化等により、建物・設備に不具合が生じているため、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、利用者が快適に利用できるよう計画的な整備が必要である。

基本施策4 教育・学びに関する情報の整理と発信

教育広報の発行 【教育総務課】
主な取組状況
●教育広報「あきる野の教育」を3回(16号:7月1日、17号:11月1日、18号:3月1日)発行し、新聞折込、郵送等による配布、公共施設への配置や市ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 ●教育広報紙の作成に当たっては、紙面の構成やカラー版化における効果的な写真の活用などを研究し、見やすく読みやすい紙面づくりに取り組んだ。
課 題
・新聞離れに伴い、折込数が減少傾向にあるため、発信方法について継続した調査・研究をする必要がある。近隣自治体の状況等を踏まえ、紙以外の発信方法を調査・研究する。 ・ホームページへの掲載については、記事を検索しやすくするため、市の広報を参考に掲載方法を検討する。

案内等資料の充実 【指導室】
主な取組状況
●学校だよりを町内会・自治会等へ配布するとともに、学校ホームページを活用し、教育活動について積極的に情報発信するなどして、開かれた学校づくりの推進を行った。
課 題
・学校だよりについては、各校から町内会・自治会等へ配布し、情報発信している。一方、学校ホームページの活用は、学校により更新状況にばらつきが見られるため、定期的に校長会等で周知し、積極的な情報発信を促す必要がある。

デジタルアーカイブの充実 【図書館】
主な取組状況
●新聞記事検索2023年7月～12月分追加 ●新聞記事検索2024年1月～6月分追加 ●秋川溪谷観光ポスター画像2件追加
課 題
・より多くの利用者に、デジタルアーカイブ(※)について知ってもらうため、各コンテンツを更新していくとともに、五日市憲法草案展示等の機会に周知を図る必要がある。 ※デジタルアーカイブ:紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。

取組目標 3 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和5年度	令和6年度 (対象年度)	令和8年度
寿大学の登録者数	872人 (令和元年度)	894人	792人	950人
市民まつり市民文化祭への参加団体	106団体 (令和元年度)	84団体	100団体	維持
秋川キララホールの年間利用者数	59,176人 (令和元年度)	48,378人	49,449人	63,283人
中央公民館の年間利用者数	83,673人 (令和元年度)	72,479人	72,807人	91,462人
図書館貸出冊数	619,394冊 (令和元年度)	540,216冊	507,654冊	635,000冊
郷土芸能連合会加盟団体数	40団体	40団体	41団体	維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.2% (令和3年度)	調査未実施 ※次期調査は令和6年度予定	59.9% (市民アンケート調査)	70%

※目標値は、目標年度を示している。

※維持とは、令和2年度(計画策定時)の数値を目標値とする。

取組目標4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動

基本施策1 青少年の健全育成の推進

青少年健全育成事業の推進 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- 青少年健全育成事業では、あいさつ標語カルタ大会、青少年善行表彰、中学生の主張大会及び音楽の祭典を実施した。
- 「二十歳を祝う会」を前年度と同様に1部制で実施し、待ち合わせ及び歓談の場として、当日、あきる野ルピアに「おしゃべり広場」を設けた。

課 題

- ・事業によってはコロナ禍以前よりも参加者が減っているものもあるため、効果的な周知や市民ニーズ等について検討・研究する必要がある。

青少年健全育成団体の支援 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- 青少年健全育成団体の支援として、小学校区ごとに設置された青少年健全育成地区委員会及び中学校区ごとに設置された中学校区健全育成推進会議に補助金を交付した。
- 青少年健全育成地区委員会連絡会を開催し、各地区の取組状況の情報交換を行った。

課 題

- ・実際に活動する方々の安全確保をはじめとする緊急時対応や、各団体を構成する人員の高齢化による人員の確保など、課題を抱えている現状である。

放課後子ども対策 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- 小学校10校で放課後子ども教室を実施した。10校中1校については、令和6年度に開設。

課 題

- ・参加児童の増加に伴う新たな活動場所や運営スタッフの確保、また、朝の時間帯の活用や他の曜日・時間の拡充など、関係部署と連携し検討する必要がある。

地域リーダーの育成 【生涯学習推進課】

主な取組状況

- 「大島・子ども体験塾」は、羽村市との共同事業として実施し、地域間・異年齢間の交流や体験活動を行い、地域でリーダーとして活動できる人材を育成した。

課 題

- ・少子化や人口減少などにより、青少年層の人口増加が見込めない中、限られた地域の中でリーダーを育成していくことが難しくなっている。

基本施策２ 児童・生徒の安全確保

安全確保と安全教育の推進 【教育総務課・指導室】
主な取組状況
【教育総務課】 ●各学校における災害発生時に、各小・中学校に児童・生徒を留め置いた際に使用できる食糧（アルファ化米と飲料水）と毛布について、必要数量を備蓄した。また、年度内に消費期限を迎える未使用の食糧については、社会福祉協議会を通じて、必要とする施設等に提供した。 【指導室】 ●災害発生時に適切に対応できるよう、教育委員会と市内小・中学校が連携した大規模地震対応訓練を実施した。また、各学校で毎月実施する避難訓練を通じて、児童・生徒に自助・共助の必要性について意識の醸成を図った。 ●安全指導担当の教員を対象に、安全教育プログラムを活用した研修を行うとともに、受講した教員が自校において教職員への還元研修及び児童・生徒への指導を通して、児童・生徒が犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力の育成を図った。 ●不審者情報について、関係機関・関係部署と連携し情報共有を図った。
課 題
【教育総務課・指導室】 ・各学校において、安全確保の更なる充実を図るために、スクールガード・リーダー（※）や地域住民による見守りボランティアの更なる増員などが必要だが、高齢化が進み、人員の確保が難しく、児童・生徒の安全確保につながる人材の連携体制が求められている。 ・児童・生徒の安全確保のため、防犯カメラの保守・整備等の対応は継続的に行っていく必要がある。 ※スクールガード・リーダー：学校、通学路の巡回パトロール及び危険か所の確認等を行う防犯に関する知識を有する者。

通学路の見守り・安全点検 【教育総務課】
主な取組状況
●道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。 ●警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回パトロールやボランティアへの助言・指導等を実施するとともに、主要交差点等に交通安全推進員（※）を配置し、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めた。 ●学校安全推進会議及び学校安全講習会の令和7年度開催に向けて内容の見直しを図った。 ※交通安全推進員：登下校の際、児童に交通ルールなどの指導啓発を通して、安全確保を支援する者。
課 題
・スクールガード・リーダーや地域の見守りボランティアなど、高齢化が進み、協力者が減少傾向にある。 ・児童・生徒の交通安全対策を進めるために、学校や地域との連携及び情報共有をしつつ継続的な対策が必要である。

基本施策3 家庭教育の推進

家庭教育への支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
●「家庭の日」推進事業として、親子鑑賞会を2部構成で開催した。また、絵画・作文作品募集を行い入賞者の表彰を行った。 ●子どもの健やかな成長と親自身の成長を目指し、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げた家庭教育学級と、親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子参加型の家庭教育講座を実施した。
課 題
・事業により参加者数に差があるため、市民のニーズを正確に把握するとともに、社会情勢に即した内容を検討し、周知を図っていく必要がある。

基本施策4 地域との連携による学校運営の支援

学校支援地域本部事業の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
●小学校に設置された学校支援地域本部(※)事業として、各本部において、学習支援、登下校時の安全指導などの取組が行われた。 ●地域教育協議会において、当該事業の理解を深めた。また、各校の取組内容を情報共有した。 ※学校支援地域本部：地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、PTAなどの関係者を中心として組織される。地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う。
課 題
・これまで実施してきた本事業を、国・都が進める「地域学校協働活動」への移行を図り、コミュニティ・スクールと連携していく必要がある。

コミュニティ・スクールの導入 【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】 ●令和6年1月1日、市内全小・中学校で学校運営協議会(※)を設置し、全校がコミュニティ・スクール(※)を導入した。 ※学校運営協議会：学校運営に関して協議するためにおかれる機関。コミュニティ・スクールにおいて中核をなす。 ※コミュニティ・スクール：学校と地域が協力し、より良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。
課 題
【教育総務課・指導室】 ・学校運営協議会の役割についての理解促進や、地域とともにある学校づくりをどのように推進していくのかなどを熟議し、遂行していく過程において協議会運営に関する研修を必要に応じて実施する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・学校支援地域本部を地域学校協働本部へと発展させていくことについて、具体的なスケジュールや人材確保に関し、コミュニティ・スクールと連携を図った上で推進する必要がある。

取組目標 4 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和5年度	令和6年度 (対象年度)	令和8年度
放課後子ども教室開設校数(小学校)	7校 (令和元年度)	9校	10校	10校
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	1,010人	535人	800人
コミュニティ・スクールの導入校	0校	16校	16校	16校

V 点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見

森田 一彦 氏（増戸中学校学校運営協議会委員・元公立中学校校長）

1 確かな学力の定着

各児童・生徒の学習進度や習熟度、問題の難易度が変わるA Iドリルによる学習やデジタル教科書を部分的に利用した英語、数学の授業は大変興味深いものです。市全体でI C Tを活用した「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実を図るための授業改善に取り組んでいますが、引き続き実践事例を積み重ね、各学校の指導実践の成果を学校間で共有することが大切であると考えます。紙と鉛筆を使う紙の教科書での授業、端末機を使うデジタル教科書、デジタル教材での授業、両者のメリットとデメリットを整理しバランスの良い授業、質の高い授業を確立してほしいと期待します。

2 地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

東京都では国の有識者会議の最終報告を受け、中学校の部活動を地域や学校の実態に応じて地域連携、地域移行することを推進目標として示しました。

スポーツ推進課では令和5年度に学校及びスポーツ協会と連携し、連絡協議会を立ち上げ、実施可能な部活動の「地域連携」「地域移行」に向けての準備を進め、令和6年度には6中学校、11部活が地域連携を実現、開始しています。現在はこれまでの部活動を基本としながらも、土曜日、日曜日の部活動を実施する際に、スポーツ協会から指導者を派遣し、当面の間は、部活動顧問と共に部員の指導にあたるということです。「先ずは教師と共に指導する」ということは大変賢明な連携であると思います。指導者の登録数も今年は更に増加し24の部活に派遣できるとのことです。これはスポーツ協会のご理解ご協力と地域団体のご支援、そしてスポーツ推進課の努力の結果と受け止め高く評価します。今後、指導に当たる人材の更なる確保、教師との指導方法の一致、事故やトラブルへの対応、対策等、更に連携を深め、地域に適した柔軟な進め方で、あきる野市の子ども達が思う存分にスポーツを楽しめる環境づくりをお願いしたいと思います。最終的には、長く学校教育とされてきた部活動を地域のクラブ活動に移行するという大きな取組であるので、保護者、児童・生徒には丁寧な説明もお願いしたいと思います。

3 読書活動の推進・図書館サービスの充実

3月の学校運営協議会の会議で「増戸小学校の副校長から、令和6年度は、ビブリオバトル（読書推薦文コンクール）を実施しました。」「増戸中学校からは、令和7年度は朝学習をすべて読書にします。」との報告がありました。両校とも読書活動に大変力を入れているとお話でした。指導室でも、図書館補助員の配置、環境整備、学校図書館関係者連絡会を通して効果的な図書館利用方法や読書活動の推進方法について協議を行い、読書活動の啓発に努めているということです。スマートフォンやゲームに時間を費やし、子どもの読書離れが深刻と言われています。全ての学びの基礎は言語能力が必要で、多くの本を読むことでその力は鍛えられます。今後も読書活動の推進にご努力いただきたいと思います。

中央図書館等も乳幼児健診時に市から絵本2冊を母親に配り、親子で絵本を楽しんでほしいという願いを込めた「ブックスタート」の事業、小学校1年生に実施している図書館利用ガイダンスと小学校時代読んでほしい推薦図書が掲載された「家読（うちどく）ノート」の配布事業、大変素晴らしいことです。この事業における保護者の評価も伺いたいところです。また、工作会、人形劇、読み聞かせも実施し、特に「親子で楽しめるお話会」は100回以上も実施されています。私は人形劇「うりこ姫とあまのじゃく」と一緒に観賞しましたが、11人の幼児は登場人物に感情移入し喜怒哀楽を体いっぱい表している姿に感動しました。このような体験が心の成長に大いに繋がると確信しておりますので、引き続きお願いします。

ベネッセ総合研究所の調査には、幼児期の読み聞かせの大切さと、その大きな効果について詳しく報告されています。市内の図書館、各保育園、幼稚園、小学校低学年で行われている「読み聞か

せ」に大きな期待をします。時には、読書アニメーションを取り入れても良いのではと思います。

また、音訳ボランティアの皆さんのご協力、サピエ図書館からの様々な機器の提供等で、デジタル録音図書も年々増加しているとのことは喜ばしく思います。

コロナ禍のために閉館を余儀なくされた時期もありましたが、令和6年度の4つの図書館利用者は約40万人に達するとのことでした。教養・文化の発信基地である図書館の更なる魅力づくりと発展を期待します。

4 伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進

児童・生徒が郷土の歴史を学び、郷土に受け継がれている祭りや芸能に参加し、伝統を継承していくことは極めて大切なことです。幸い、本市には他に比類ない数の伝統文化が残されています。これはあきる野市の誇りであり貴重な財産であります。

横沢入における稲作、地域に受け継がれているお囃子、獅子舞等を体験的に学び、郷土の伝統・文化について理解を深める教育活動を指導室も推進しているとの事でした。

あきる野歌舞伎をクラブ活動として取り入れている小学校、伝統芸能部としてお囃子や日本舞踊を取り入れている中学校があります。これらの活動は、地域の方々にご指導を仰ぎ進められています。まさに、部活動の地域移行のモデルとも言えます。持続可能な伝統・文化理解教育を推進する仕組みを構築することを今後の課題と挙げていますが、是非、教育委員会が音頭を取り、各地区の保存会等と連携して全小・中学校で歌舞伎・獅子舞・お囃子等の伝統文化の学習を授業やクラブ活動に取り入れていただきたいと思います。あきる野市の特色ある教育の大きな柱になることと思います。

また、中学生が「相互に訪問する」マールボロ市との「教育交流事業」もあきる野市が誇る事業です。末永い継続をお願いしたいと思います。

5 いじめの防止対策の推進、不登校児童・生徒への対応の充実

「あきる野市いじめ防止基本方針」の全教員への理解の徹底、保護者への説明、各校におけるいじめ防止に関する年3回の授業、年2回のふれあい月間の実施等、いじめ防止に教育委員会の強い姿勢が感じられます。「未然防止」「早期発見」「早期対応」が各学校に徹底され、校長、副校長、生活指導主任、学年教員、スクールカウンセラー等による組織的な対応も行われている。「どんな小さいいじめも見逃さない」という教職員のいじめに対する意識の向上、小さいいじめを積極的に認知する傾向が強まっているとのことでした。これらの取組は大いに評価したいです。

また、不登校児童・生徒への対応も、「児童・生徒理解・支援シート」を十分活用し、学校、スクールソーシャルワーカー、教育相談所、教育支援室等と連携し、校内における不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応の充実を図っていることも大変評価できます。

「教育支援室（せせらぎ教室）」「チャレンジクラス（るのR）」、各校の「カラフルルーム」等、教育の機会確保に対しての努力も評価できます。また、「カラフルルーム」は当然ですが、「せせらぎ教室」または「自宅」にいる一人一人の児童・生徒と学校はオンライン等で連絡を取り合い、学校とのパイプを常に維持していることは、保護者、本人にとって、とてもうれしいことと思います。

6 最後に

私は学校運営協議会の委員で、入学式、卒業式を始め、授業参観、体育祭、合唱コンクール等の学校行事を参観する機会を沢山いただいています。また学校運営協議会の会議にも参加しています。そこで感じていることは、学校が良い変化をしていることです。

校舎に一步入った時の空気感、礼儀正しく落ち着いた雰囲気 of 生徒、生徒と学校に教師愛を感じさせる先生集団・・・。

これは、教育委員会の皆さんがその実現に向け全力で取り組まれている、第3次教育基本計画に基づいた17本の教育施策が学校に「確かに反映され、根付いてきている」ことだと思っています。

「人が育ち、人が輝く、あきる野の教育」がますます発展されますことを期待しております。

手塚 英子 氏（元あきる野市スポーツ推進委員）

1 読書活動の推進

市内小学校の図書室を訪れた際、図書室の入り口に本を展示し紹介をしている光景を見て驚いたことがあります。流行りの本が一目でわかり、手に取りやすくなったと思います。また、先日、興味を持った企画がありました。様々なイベントがあると図書館に行く楽しみの一つになると思います。

図書室のレイアウトの仕方や子どもたちの読書活動を活発にするにはどのような工夫をしたら効果があつたなどの情報を共有し、お互いの学校の参考にするのがいいのではないかと思います。子どもたちに読書をしたい、図書館を利用したいと思わせるような図書館運営を望みます。

2 いじめの防止と不登校児童・生徒への対応の充実

「あきる野市いじめ防止基本方針（改訂版）」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、日頃よりあきる野市ではいじめ防止に向けた取組を実施していることと存じます。その中でも子どもたち自身でいじめについて考える「いじめをなくそう子ども会議」は継続していただきたい取組です。このような機会を増やすことで、いじめが目に見えてくるのではないのでしょうか。

不登校児童・生徒への対応についてですが、色々な理由があつて学校に入れない子どものためのせせらぎ教室や校舎の中には入ることができる子どものための校内カラフルルーム、不登校による学び直しなど一人一人の生徒に配慮した指導を行う秋多中学校チャレンジクラスなど、様々な状況に応じて支援を行っているのは、子どもたちにとって心強い対策だと感じます。民生・児童委員や主任児童委員は、地域の方々から相談を受けることが多いと聞きます。不登校児童・生徒への支援の場があるということを周知していただき、最大限に活用していただくようお願いいたします。

3 誰もが楽しむスポーツの推進

あきる野市では、障がいの有無に関わらず誰でも気軽に参加できる障がい者スポーツ教室を年26回開催し、400人近い方々の参加があったとのことでした。東京都公園協会主催のユニバーサルスポーツ祭では開催にあたって市内の学生や総合型地域スポーツクラブに参加している中学生がボランティアとして参加しているとのことでした。障がい者スポーツの振興を図り、認識を深める取組がなされているように感じました。また、スポーツ推進委員の方々が企画しているヘルシーウォーキングについては、多くの人が参加したいと思えるようなコースづくりに努めているとのことでした。このような取組によって、国が推奨している生涯スポーツの推進をあきる野市は体現できると期待しています。

4 児童・生徒の安全確保

昨今、様々な事件や事故のニュースを耳にしますが、児童・生徒が安心して学校に通うには学校が安全な場所であってはいけません。そのためには、日頃から危機管理意識を高める必要があると感じます。警察と連携して不審者対応訓練や災害発生時を想定した訓練などを行うだけでなく、その様子を公開することで地域との連携も図ることができるのではないのでしょうか。学校と警察、地域住民が一体となり、児童・生徒の安全確保に努めていただきたいです。

5 終わりに

令和4年に策定した「あきる野市教育基本計画（第3次計画）」を基にしながら、めまぐるしく変化する状況に対応していかなくてはならない職員の皆さまにおかれましては、たゆまぬご努力を重ねていることと思います。教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するための有効な施策の展開に期待したいです。

＜資料＞ あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び第2項に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（以下「事務点検評価等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めたとおりとする。

- （1）点検 個々のあきる野市教育委員会の権限に属する事務（以下「施策及び事務事業」という。）の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- （2）評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第3条 点検及び評価の対象は、実施年度の前年度における全ての施策及び事務事業とする。

（点検及び評価の方法）

第4条 点検及び評価は、前年度の施策及び事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回次のとおり行う。

- （1）教育委員会事務局の各課は、所管する施策に基づき実施した事務事業について点検及び評価する。
- （2）第4条第1号の点検及び評価の結果を踏まえ、教育委員会事務局の部長級及び課長級職員は、事務事業及び施策の取組状況について評価を行う。
- （3）第4条第1号及び第2号の点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者（以下「点検評価有識者」という。）を置き、意見を聴くものとする。
- （4）教育委員会は、第4条第1号及び第2号で実施した点検及び評価結果及び点検評価有識者の意見を踏まえ、全ての施策及び事務事業について総合的に点検及び評価を行い報告書を作成する。

（点検評価有識者）

第5条 教育委員会は、前条第3号に規定する点検評価有識者を次のとおり置く。

- （1）点検評価有識者は、学校教育及び社会教育・生涯学習に関して識見を有する者とし、2人をもって充てる。
- （2）点検評価有識者は教育委員会が委嘱する。
- （3）点検評価有識者には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。
- （4）点検評価有識者の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（報告書の市議会への提出）

第6条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、市議会に提出する。

（評価結果の公表）

第7条 教育委員会は、点検及び評価の結果を市民に公表する。

（評価結果の活用）

第8条 教育委員会は、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策その他事務事業の改善等に活用するものとする。

（庶務）

第9条 事務点検評価等に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成20年7月8日から施行する。

この要項は、平成20年10月30日から施行する。

この要項は、平成25年6月1日から施行する。

この要項は、平成27年8月31日から施行する。

この要項は、平成28年6月1日から施行する。

Ⅵ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の活動状況について

あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、あきる野市長が、あきる野市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育長は、委員会の会務を総理し委員会を代表する。また、任期については、教育長が3年、委員は4年となり、再任できることになっている。

《 構 成 》

令和7年4月1日現在

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	たんじ みつる 丹 治 充	令和6年11月26日 ～ 令和9年11月25日
教 育 長 者 職 務 代 理 者	こにし ふみこ 小 西 フミ子	令和6年10月28日 ～ 令和10年10月27日
委 員	さかたに あつたか 坂 谷 充 孝	令和3年10月28日 ～ 令和7年10月27日
委 員	おかべ ひでとし 岡 部 秀 敏	令和4年10月28日 ～ 令和8年10月27日
委 員	たじま ひろゆき 田 島 弘 之	令和5年11月26日 ～ 令和9年11月25日

《 会 議 》

教育委員会の主な活動のひとつは、教育に関する重要な案件の審議等を行う「会議」である。「会議」は原則として毎月第4火曜日又は水曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。令和6年度は下表のとおり、定例会を12回開催し、議案18件、報告4件、報告事項5件について審議等を行った。

令和6年4月定例会(令和6年4月23日)

番 号	件 名	結 果
議案 6	あきる野市社会教育委員の委嘱について	原案可決
議案 7	あきる野市社会教育委員の解嘱及び委嘱について	原案可決
報告 1	臨時代理した教育委員会事務局職員の人事異動に関する報告及び承認について	承 認
報告 2	臨時代理したあきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	令和7年度 使用教科用図書採択事務について	報 告

令和6年5月定例会(令和6年5月21日)

番 号	件 名	結 果
議案 8	あきる野市図書館協議会委員の任命について	原案可決
議案 9	令和6年度あきる野市教育委員会所管予算(第2号補正)について	原案可決

令和6年6月定例会(令和6年6月25日)

番 号	件 名	結 果
議案 10	あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則	原案可決
報告事項(1)	令和6年度大規模地震対応訓練の報告について	報 告

令和6年7月定例会(令和6年7月23日)

番 号	件 名	結 果
議案 11	令和7年度使用教科用図書(小学校)の採択について	原案可決
報告 3	臨時代理したあきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱に関する報告及び承認について	承 認

令和6年8月定例会(令和6年8月20日)

番 号	件 名	結 果
議案 12	あきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱について	原案可決
議案 13	令和6年度あきる野市教育委員会所管予算(第3号補正)について	原案可決
報告事項(1)	令和7年度使用特別支援学級教科用図書について	報 告

令和6年9月定例会(令和6年9月24日)

番 号	件 名	結 果
議案 14	点検評価有識者の委嘱について	原案可決
議案 15	令和6年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和5年度分)報告書について	原案可決
報告 4	臨時代理した令和6年度あきる野市教育委員会所管予算(第4号補正)に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	あきる野市・日の出町新学校給食センター基本設計について	報 告

令和6年10月定例会(令和6年10月25日)

番 号	件 名	結 果
議案 16	あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 17	給食納付金の改定に係る諮問について	原案可決

令和6年11月定例会(令和6年11月20日)

番 号	件 名	結 果
議案 18	令和6年度あきる野市教育委員会所管予算(第6号補正)について	原案可決

令和6年12月定例会(令和6年12月17日)

番 号	件 名	結 果
議案 19	給食納付金の改定について	原案可決

令和7年1月定例会(令和7年1月21日)

番 号	件 名	結 果
	付議事件等なし	

令和7年2月定例会(令和7年2月21日)

番 号	件 名	結 果
議案 1	あきる野市立学校の校長及び副校長の人事について	原案可決
議案 2	令和6年度あきる野市教育委員会所管予算(第8号補正)について	原案可決
議案 3	令和7年度あきる野市教育委員会所管予算について	原案可決
議案 4	あきる野市立学校の給食納付金に関する規則	原案可決

令和7年3月定例会(令和7年3月24日)

番 号	件 名	結 果
報告事項(1)	あきる野市特別支援教育推進計画(第4次計画)実施状況報告について	報 告

《 学校訪問 》

教育長及び教育委員は、市立小・中学校における教育活動の状況を把握し、課題や取組状況について学校との共通理解を深め、あきる野市の教育行政の更なる充実と発展に資することを目的に年間を通して計画的に学校訪問を行っている。

学校訪問の内容は、管理職等との学校運営の状況、成果、課題などの情報交換や授業参観などである。

訪 問 日	訪問学校名	訪 問 日	訪問学校名
令和 6年 7月16日	秋多中学校	令和 6年10月25日	前田小学校
令和 6年 9月13日	五日市小学校	令和 6年10月29日	五日市中学校
令和 6年 9月24日	草花小学校	令和 6年11月18日	西秋留小学校
令和 6年 9月30日	屋城小学校	令和 6年11月20日	一の谷小学校
令和 6年10月 1日	増戸小学校	令和 7年 1月17日	御堂中学校
令和 6年10月 4日	南秋留小学校	令和 7年 1月21日	東中学校
令和 6年10月 7日	東秋留小学校	令和 7年 1月24日	西中学校
令和 6年10月22日	多西小学校	令和 7年 1月27日	増戸中学校

《 視察研修等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して、教育行政に関する情報収集、教育に関する調査、研究のために視察研修等へ参加している。令和6年度の主な参加は次のとおりである。

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所 等
令和 6年 4月16日	東京都市教育長会定期総会	東京自治会館
令和 6年 4月25日 ～26日	関東地区都市教育長協議会総会	新潟県長岡市
令和 6年 5月 8日 ～10日	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会	長崎県長崎市
令和 6年 5月24日	東京都市町村教育委員会連合会定期総会	東京自治会館
令和 6年 5月31日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会	茨城県古河市
令和 6年 7月24日	東京都市教育長会研修会	東京自治会館
令和 6年10月 8日	東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会	府中市
令和 6年10月30日	東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会	青梅市
令和 7年 2月28日	東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会	東京自治会館

《 学校行事等への参加》

教育長及び教育委員は、年間を通して個人又は全員（複数）で、市立小・中学校の行事等へ参加し、教育活動の状況等の把握に努めている。令和6年度の主な参加行事は次のとおりである。

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 6年 4月 8日	市立小学校	入学式
令和 6年 4月 9日	市立中学校	入学式
令和 6年 4月27日	東秋留小学校、東中学校	学校公開
令和 6年 5月 2日	西中学校	学校公開
令和 6年 5月11日	秋多中学校、増戸中学校、五日市中学校	学校公開
令和 6年 5月25日	多西小学校、西秋留小学校、草花小学校、一の谷小学校、前田小学校、五日市小学校、増戸中学校	運動会・体育大会
令和 6年 6月 6日	秋多中学校	学校公開
令和 6年 6月 8日	五日市中学校	運動会
令和 6年 7月13日	西中学校	学校公開
令和 6年 9月14日	秋多中学校・五日市中学校	学校公開
令和 6年 9月21日	西中学校	体育大会
令和 6年 9月21日	東秋留小学校、東中学校	学校公開
令和 6年 9月28日	秋多中学校	体育大会
令和 6年10月 5日	御堂中学校	体育大会
令和 6年10月12日	屋城小学校	運動会
令和 6年10月19日	東秋留小学校、南秋留小学校	運動会
令和 6年10月25日	五日市中学校	音楽会
令和 6年10月26日	増戸小学校	運動会
令和 6年11月 2日	西中学校	学校公開
令和 6年11月 9日	西秋留小学校	学習発表会
令和 6年11月15日	前田小学校	作品展
令和 6年11月16日	草花小学校	音楽会
令和 6年11月16日	多西小学校	学芸会
令和 6年11月16日	秋多中学校	学校公開

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 6年11月16日	南秋留小学校、増戸小学校	展覧会
令和 6年11月17日	南秋留小学校	展覧会
令和 6年11月30日	東秋留小学校、屋城小学校、一の谷小学校	音楽会
令和 7年 1月18日	東秋留小学校、五日市中学校	学校公開
令和 7年 1月23日	南秋留小学校	学校公開
令和 7年 1月25日	草花小学校	学校公開
令和 7年 1月31日	秋多中学校	学校公開
令和 7年 2月15日	東中学校	学校公開
令和 7年 3月 5日	御堂中学校	合唱コンクール (秋川キララホール)
令和 7年 3月 6日	秋多中学校	音楽会 (秋川キララホール)
令和 7年 3月 7日	東中学校	昭島市民会館 (昭島市民会館)
令和 7年 3月 7日	西中学校	合唱コンクール (秋川キララホール)
令和 7年 3月19日	市立中学校	卒業式
令和 7年 3月24日	市立小学校	卒業式

《 関係行事等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して関係行事等へ参加している。令和6年度の主な参加行事は次のとおりである。

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所
令和 6年 4月 1日	教職員辞令伝達式	市役所
令和 6年 6月 8日	あきる野市立小中学校PTA連合会定期総会	あきる野ルピア
令和 6年 7月 5日	いじめをなくそう子ども会議	市役所
令和 6年 7月19日	青少年問題協議会	市役所
令和 6年 7月20日	子どもすもう大会	秋川体育館
令和 6年 9月 7日	家庭の日推進事業「親子鑑賞会」	秋川キララホール
令和 6年10月19日	ポッチャ大会	秋川体育館
令和 6年11月 3日	あきる野市表彰式・青少年善行表彰	まほろばホール

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所
令和 6年12月 7日	中学生の主張大会・小学生人権メッセージ発表	秋川キララホール
令和 6年12月17日	あきる野市教育委員会感謝状贈呈式	市役所
令和 6年12月21日	教育フォーラム	ふれあいセンター
令和 7年 1月 7日	中学生の主張大会最優秀賞受賞者発表	市役所(議場)
令和 7年 1月13日	二十歳を祝う会	秋川キララホール
令和 7年 2月 1日	あきる野市音楽の祭典	秋川キララホール
令和 7年 2月15日	ドッジボール大会	秋川体育館
令和 7年 2月18日	青少年問題協議会	市役所
令和 7年 3月 1日	生涯学習シンポジウム	あきる野ルピア
令和 7年 3月31日	退職教職員辞令伝達式	市役所

《 総合教育会議への参加》

地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育に関する総合的な施策の大綱を定めるため、総合教育会議において教育委員会と協議することになっている。

この教育総合会議は、市長が設けるものであり、市長、教育長及び教育委員により構成されている。

開 催 日	協議・調整事項	
令和 7年 2月 17日	(1)あきる野市教育大綱の修正について (2)あきる野が目指す特色ある学校づくりの推進について	